

横浜地方裁判所委員会（第33回）議事概要

1 日時

平成30年11月21日（木）午後3時30分～午後5時30分

2 場所

横浜地方裁判所大会議室

3 テーマ

専門的知見を要する訴訟に関する運営上の工夫～建築関係訴訟を中心に～

4 出席者

（委員）青田浩一，大竹優子，大友喜一郎，加藤勝，新見明久，杉原則彦，杉本朗，田中敏子，時任和子，深沢茂之，宮岡等，山口英幸，和城信幸（五十音順，敬称略）

（事務担当者）民事首席書記官，民事次席書記官，刑事首席書記官，事務局長，事務局次長，総務課長，総務課課長補佐

5 議事

(1) 新任委員の紹介

青田浩一委員，杉原則彦委員，伊集守直委員，大竹優子委員（任命順）

(2) 説明者の紹介

長谷川浩二（第9民事部部総括裁判官），小松秀大（第9民事部裁判官），行廣浩太郎（第9民事部裁判官），長岡慶（第9民事部裁判官），野路秀雄（民事調停委員），吉川知恵子（神奈川県弁護士会弁護士）

(3) 委員長選任及び委員長代理の指名

委員長に杉原則彦委員が選任され，大竹優子委員が第一順位の委員長代理に指名された。

(4) 今回テーマに関する説明者の説明

① 長谷川部総括裁判官，小松裁判官，行廣裁判官及び長岡裁判官から「専門的知見を要する訴訟に関する運営上の工夫～建築関係訴訟を中心

に～」と題して説明

② 野路調停委員から「近年の建築訴訟における問題点の傾向について」と題して説明

③ 吉川弁護士から「代理人から見た建築訴訟について」と題して説明

(5) 意見交換 (発言 ○委員 □説明者)

○ 専門的な部分が必要で大変だということがお話を伺ってわかりました。

それで、一点お尋ねしたいのですけれども、本日の御説明は、写真もそうですが、割と一戸建てのようなイメージだったと思います。ただ、集合住宅の場合は大分変わってくるかと思うのです。

小規模のアパートなど、集合住宅の場合はどのような違いがあるのか教えていただければと思います。

□ 私自身が経験しているわけではないのですけれども、まず集合住宅の場合は、アパートとかマンションの自分の専有部分が問題になる事件もあれば、その建物全体が問題になる事件というものもあるそうです。

実際にマンション、建物全体が問題になった事件を担当された方に聞いたことがあるのですけれども、現地見分をやるとなったら事前にスケジュールを立てて、順番に見ていくことになるようです。ただ、ある程度は共通する問題点もあるので、そういうところは飛ばしながら見ていくのだけれども、現地を見るだけで丸一日かかるとか、そのような話も伺ったことがあります。

質的な違いというよりは量的な違いの方が大きいかと思います。

□ 今、裁判所がおっしゃったように、やることにそんなに変化があるとは思えないのですが、私の経験上、裁判になると長期化しますので、例えば施工業者側としても長期化のリスク、費用が膨大になるということもあって、裁判にしないで解決してしまうということも多いのではないかと感じております。

- 裁判になった後、和解で終局する場合と判決で終局する場合、比率は大体どのくらいですか。
- 正確な統計をとっているわけではないのですが、感覚としては、和解と判決はおおむね半々ぐらいというところですか。
- それから、もう一点教えていただきたいのは、建築の分野では、いろいろな裁判を経るごとに契約書に書くことが細かくなって契約書がどんどん長くなるという傾向はあるのですか。
- 日本の典型的な契約書はそれほど長いものはないです。ただ、建築の場合は文章の部分は短いですが、その後に見積書とか図面がたくさんついていて、それを加えると本一冊ぐらいの契約書になるということはあると思います。
- それからもう一点ですが、専門家に依頼するときというのは、専門家は嫌がるものなのですか。割合と引き受けていただけのものなのですか。
- 少なくとも裁判所で調停委員あるいは専門委員をお願いしている人というのは、あらかじめなったださっている方ですので、そういうことではないのですけれども、実際のところは、調停委員の方の御意見の方がよろしいかもしれません。
- 建築は、建築のデザイン、意匠、構造、設備関係等に専門分野が細分化されています。自分の専門以外のことが争いの中で追加されてくると少し厄介だと感じます。

最初に訴状を見ますので、私の専門分野の争いでこれなら受けられそうだと受けられるかどうかを裁判所にお答えします。

しかし、先ほど申しましたように、専門外のものまでどんどん広がっていきますと、一人で抱えるのはかなり荷が重いですね。

そういったときに、同じ調停委員の中で専門家がいればアドバイスをいただいたり、場合によれば加わっていただけると大変ありがたいなど

思っております。

私、個人的には年間、四、五件ぐらいです。大体長いものですから、一年ぐらいかかるものが多いので、四、五件でも月に二、三回は裁判所に出て意見を述べさせていただいているのが実情でございます。

- 先ほど和解率の御質問がございましたけれども、統計を確認しているわけではございませんが、私の経験ですと、当庁で専門家の方が入って和解あるいは調停をした事件で、判決に至ったことは一度もありません。

ですので、やはり専門家の方が一緒に入ってお話をすると、納得される方が多いような印象は持っております。

- 裁判所からデータについて補足説明をさせていただきます。全国のデータでございますので横浜地裁のものではございませんが、建築の集中部、専門部がおかれている東京、大阪、千葉などをイメージしていただければと思います。

そのデータでいきますと、訴訟係属後の和解の成立は大体3割強ぐらい、それに加えて調停成立というのが4割程度でございますので、両方を合わせると六、七割を超える部分のところは話合いで解決ができていくという状況でございます。

一般の民事事件が和解は大体三、四割程度の比率ですので、建築訴訟で専門家に入っていた場合には話合いによる解決で終わることが多いというのが、データ上は出てございます。

- 審理期間というのは長いものはどのくらいやっているのですか。
- 今、私の手元にある事件では3年を超えているというのがあるのですが、トータルでいうと5年を超えているとか、一番長いのは多分7年ぐらいというのがあると思います。

中身まではわからないのですが、統計を見るとそういう事件が係属しています。

- 御説明の中で、いろいろな訴訟の審理モデルとか一覧表などを作成されているということで、東京とか千葉の地裁を参考に作成されたのではないかと思います。これは横浜地裁独自のモデルなのかどうかというところをお聞かせください。

各都市によって課題が若干違ってくるのかもしれないですが、全国的に課題となっている話だと思うので、全国でモデルなりスキームなり知見の共有ができるといいのではないかと思います。

その辺はいかがでしょうか。

- まず横浜独自のものかどうかということですが、これは特に横浜独自のものではなく、東京とか千葉でやっているものを倣ったということになります。

それから、全国的な共有というお話でしたが、このモデル自体を全国で共有できるかというところと一つ難しいところがあって、適切な調停委員を確保できるかどうかという問題がございます。

横浜であれば建築関係に明るい調停委員の方が何人も、探せば何とか見つけられるというところなのですけれども、地方はそういう事情がなかなかありませんので、同じようなことを地方でできるかというところと若干難しいところがあるのではないかと思います。

ただ、私も先週、司法研修所でやっている集合研修に参加させていただきまして、そこで審理上の課題とか、それを克服する方策とか、そういったことについて建築訴訟を多数扱っている東京地裁の裁判官をお招きしてお話を聞くとか、建築の基礎知識について専門家のお話を聞くとか、さまざまな庁から出席者が集まってそれぞれの庁での問題とか解決方法で意見交換をするといった形で、それぞれの庁に合った解決の在り方を模索していると、そういう機会は司法研修所、最高裁判所の主導で設けられているということがございます。

- 都市部であれば、同じような課題を抱えているところも多いかと思えますので、効率的な観点からいうと、そういったものが共有できるとよりいいのかなと思って御質問しました。ありがとうございました。
- 10年ぐらい前は長野の支部で民事裁判をやっていたのですが、建築紛争もかなりありまして、本日御紹介したのと同じような一覧表を作成したり、建築士の方に調停委員をお願いしたり、10年前からそういうことは言われておりました。

長野のような地方の裁判所でもやっていたし、多分よそでも同じようなことを試みられているのではないかと考えております。
- 実務的な質問になりますが、私は小田原を中心に仕事をしていて、県西地区が仕事の中心になっています。この横浜地裁本庁の専門部を使いたいということで、本来は支部の管轄に属するような事件について本庁に申立てをすることが可能なかどうか。特に県西地区からはここまで結構距離がありまして、私も今日は1時間半ぐらいかけて小田原から来ています。現場に行っていただくということですから、ここから行くと結構な距離も時間もかかるのですが、小田原の事件を本庁の専門部でやっていただくことが可能なかどうか、その辺を検討していらっしゃるのであれば教えていただきたいと思えます。
- 支部の問題は私限りでは答えにくいのですが、小田原支部が建築関係の事件でかなり御苦労されているという話は聞いております。本庁で事件をとるとするのはなかなか難しいかもしれないのですが、可能であれば裁判官同士でノウハウ、知見の共有をして、小田原でも何らかの活用、改善をすることができたらとは考えております。
- まず感想ですが、建築訴訟について審理モデルを作られたり、あるいは調停委員を増やす、建築集中部を作って効率的にやっていく、弁護士会とも連携しながらやられている、そういう取組は本当に素晴らしいと

思いました。

その新しい取組については、4月からということなのですがけれども、実際に横浜地裁で始められて、何か気づきのようなもの、難しさとか改善の余地とか、そういったものは今の段階で何かあるのか、もしあれば可能な範囲で教えていただければと思います。

□ 今のところ半年ぐらいで、今、一覧表を作成している段階、さらに進んでいるものはそろそろ調停委員の方をお願いする段階です。

今の段階では順調であり、まだ大きな問題はわからないのですが、例えばあと半年ぐらいたつと、この事件も現地に行きましょう、この事件も現地に行きましょうということになった場合に、現地に行くとなると最低でも半日はかかることとなりますので、そういう事件が重なった場合に果たしてどのぐらい対応できるのか、対応していかなくてはいけないのですけれども、そこはどのような工夫ができるのかというのは今後の課題と考えております。現段階では以上でございます。

○ では、この辺りで意見交換を終了させていただきます。いろいろと御意見をいただきましてありがとうございました。

(6) 次回の予定

ア テーマ

「裁判員制度10年の歩みとこれから」

イ 開催日時

平成31年5月30日（木）午後2時～午後4時30分